保護者様

都留市立都留第一中学校
校長　岩澤　宏行

インフルエンザによる出席停止報告書の提出について

学校保健安全法第19条の規定により、インフルエンザに罹患した（疑いを含む）場合は通常の欠席ではなく、出席停止の扱いとなります。

登校の際に以下の報告書と体温を保護者の方で記入していただき、担任へご提出をお願いいたします。

提出日　令和　　年　　月　　日

都留市立都留第一中学校長　様

インフルエンザによる出席停止報告書

児童・生徒氏名	年　　組　　番 名前
保護者氏名	印
出席停止理由（病名）	インフルエンザ（　　）型
出席停止期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
医療機関名	（受診日　　月　　日）
発症日（発熱等症状が始まった日）	令和　　年　　月　　日

＊この用紙は、医療機関で記入してもらう必要はありません。保護者の方がご記入下さい。

＊インフルエンザの型は、分かっている場合に記入をして下さい。

＊この用紙は、インフルエンザによる出席停止のみ使用します。（他の感染症は別の用紙になります。）

「インフルエンザ出席停止早見表」

○発症日や毎日の**体温を太枠内に記入**してください。

＊インフルエンザの出席停止期間は「発症した後、5日間を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。表を目安に、病院受診時に医師と相談・確認して下さい。

※発熱等、インフルエンザ様症状が始まった日を発症０日目とします。

		※発症０日目	発症１日目	発症２日目	発症３日目	発症４日目	発症５日目	発症６日目	発症７日目	発症８日目
例１	発症後１日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	発症４日目	発症５日目	登校可能		
例２	発症後２日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	発症５日目	登校可能		
例３	発症後３日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	登校可能		
例４	発症後４日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	登校可能	
例５	発症後５日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	登校可能
体温	月／　日	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	午前一番高い体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	午後一番高い体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃